



気候変動適応法の施行状況について

- 気候変動適応法の附則において、**施行後5年を経過した場合における施行状況の検討**が規定されており、**R5年12月で施行後5年**を迎えたことから、R6年1月より、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、検討を開始。
 - 第1回（1月）施行状況のレビュー、第2回（3月）関係者（国立環境研究所、自治体、民間企業）へのヒアリング、第3回（7月）中間とりまとめ案の議論を経て、**8月1日中間とりまとめを公表**。
- 【今後の予定】
- **R7年度に気候変動影響評価報告書の公表、R8年度に気候変動適応計画の改定を予定**

中間とりまとめのポイント

・適応法に基づく各種施策及び各関係者による取組が着実に進められてきたことを評価。

・一方、適応の重要性が指摘されている中で、課題あり（右表）。

・適応策は、**気候変動に対する強靱な社会の実現だけでなく、緩和策や防災、生物多様性など他分野とのシナジーにより、それぞれの関係者の抱える課題を同時に解決し、またウェルビーイングを向上させるポテンシャルがあり、適応法に基づく取組を一層深化させるとともに、関連分野とのさらなる連携と実践を進めていくことが重要であると期待が示された。**



中間取りまとめで示された課題と今後の展開を踏まえ、国において、関係者と連携しつつ施策を推進していく。

中間取りまとめで示された主な課題と今後の展開

①気候変動適応策の効果把握・進捗評価	・効果・進展を適切に把握・評価するため、その基盤として更なる科学的知見の充実が重要。
②科学的知見の充実・活用及び気候変動影響の評価	・社会・経済的な脆弱性を考慮した評価のさらなる強化が必要。 ・緩和策や防災対策、生物多様性対策などのコベネフィットやトレードオフに関する知見の強化や見える化が必要。
③地域の適応の促進	・人員や予算、ノウハウの不足が課題。複数の地方公共団体による地域適応計画の共同策定の促進が重要。 ・地域適応センターの強化が重要。 ・適応の推進は、地域の強靱化だけでなく、他分野とのシナジーにより地域の課題を同時に解決し、ウェルビーイングを向上させるポテンシャルがある。効果の見える化や事例の創出・適切な評価及びそれらの横展開が必要。
④民間企業の適応の促進	・企業にとってのメリットの見える化や適応ビジネスの成功事例の創出・横展開が必要。
⑤国民とのコミュニケーション	・気候変動を自分事として感じてもらえるよう、情報ツールの活用やコミュニケーターとの連携など、効果的なアプローチの検討が必要。
⑥国際展開	・日本の優れた適応に係る技術やサービスを海外展開していくことは、我が国の民間事業者のビジネスチャンスにもなり得る。関係機関と連携した海外展開を進めることが必要。